

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年9月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500095 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500045 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 4 月から令和 4 年 12 月までの各月の標準報酬月額については、別表 1 のとおりとする。

平成 25 年 4 月から令和 4 年 12 月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 4 月から令和 4 年 12 月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における請求期間のうち、平成 25 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 4 月から令和 4 年 8 月までの各月の標準報酬月額については、別表 2 のとおりとする。

平成 25 年 4 月から令和 4 年 8 月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、私が A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された給料支払明細書及び A 社から提出された賃金台帳により、請求者が、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表 1 のとおり訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及

び報酬月額算定基礎届を誤って年金事務所に提出したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 25 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成 25 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額から、別表 2 のとおり訂正することが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表 1 【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 25 年 4 月から平成 27 年 7 月まで	13 万 4,000 円	26 万円
平成 27 年 8 月		28 万円
平成 27 年 9 月から平成 29 年 1 月まで		26 万円
平成 29 年 2 月から同年 6 月まで		30 万円
平成 29 年 7 月から令和 4 年 12 月まで		26 万円

別表 2 【厚生年金保険法第 75 条本文による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 25 年 4 月から平成 26 年 8 月まで	26 万円 (※)	34 万円
平成 26 年 9 月から平成 27 年 7 月まで		32 万円
平成 27 年 8 月	28 万円 (※)	
平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月まで	26 万円 (※)	38 万円
平成 28 年 9 月から平成 29 年 1 月まで		34 万円
平成 29 年 2 月から同年 6 月まで	30 万円 (※)	
平成 29 年 7 月及び同年 8 月	26 万円 (※)	
平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月まで		38 万円
平成 30 年 9 月から令和 3 年 8 月まで		34 万円
令和 3 年 9 月から令和 4 年 8 月まで		36 万円

(※) 厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額